

訳・解説：トマス・スペンス著『土地という財産：みんなの権利（ニューカッスル哲学協会講演，1775年11月8日）』

OKANOUCHI, Tadashi / 岡野内, 正

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei journal of sociology and social sciences / 社会志林

(巻 / Volume)

69

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

65

(終了ページ / End Page)

76

(発行年 / Year)

2022-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026187>

訳・解説：トマス・スペンス著『土地という財産—— みんなの権利（ニューカッスル哲学協会講演, 1775年11月8日）』

岡野内 正

【解説】

<はじめに>

ここに訳出したのは、ベーシックインカム（全員個人向け無条件の現金移転保障の仕組み）¹の発案者とされるトマス・スペンスの最初期の著作である。人類史上初のベーシックインカム理念の提案文書の原型をなすものということになる。²

それは、アダム・スミス『国富論』およびトマス・ペイン『コモン・センス』が出版される前年、アメリカ独立戦争の真最中に、イングランド北東部の大都市ニューカッスルの哲学協会で行われた講演原稿に基づいて、著者自身によって出版されたパンフレットであったことに注目されたい。当時25歳の学校教師であった著者スペンスは、このパンフレットを哲学協会に無断で出版したとして非難され、哲学協会から放逐された。さらに地元有力者から迫害を受けたスペンスはやがてロン

¹ ここでは、ベーシックインカムに関する唯一の国際的な研究・啓蒙団体であるベーシックインカム地球ネットワーク（Basic Income Earth Network: BIEN）が最近になって採用したもっともゆるい定義づけの条件である、①全員向け、②個人向け、③無条件、④現金移転、を採用しておく。当初のBIENが、⑤生活の必要を満たす金額、を含む定義を採用していたにもかかわらず、①②③④のみに縮減されてきた経緯については、Yamomori 2022 参照。世界銀行は、これまで世界各地で行われてきた社会実験や政府レベルの類似政策の経験を網羅的に整理して、2020年にベーシックインカム政策導入のためのガイドブック（Gentilini et al. 2020）を刊行したが、そこでは、①③④を軸に、これまでの社会保護政策との違いを整理している。なお定義問題については、岡野内 2021:13-18 も参照されたい。

² Cunliffe & Erreygers 2004 や Van Parijs & Vanderborght 2017 などのベーシックインカムの歴史に関する先行研究は、1797年に刊行されたトマス・スペンスの『乳飲み子の権利（*The Rights of Infants*）』と題するパンフレットをもって、人類史上初のベーシックインカム理念の文書としており、その見解が広く受け入れられている。前注の①②③④を明確に充たす文書という意味では、その通りであり、ここに訳出した1775年の著作は、権利主体としての女性と子どもへの言及がない点であいまいであり、②の条件を欠く。さらにヴァン・パレースらが指摘するように、そこでは、すべての地区住民が決定権をもつ、地区の地代収入の使い道が、全員向けの現金移転でありうるかは明言されていない。したがって、1775年のスペンスは「対象を絞った貧民救済（targeted poor relief）を地区収入の使い方を含めて触れているだけ」（Van Parijs & Vanderborght 2017: 270 n.12）である。その意味では、現金移転ではなく、土地利用権の現物移転であって、④の条件を欠く。したがって、①③は明確に充たすが、②④についてはいまだあいまいである。

ドンに移住し、自分の考えを記したパンフレットや雑誌、さらにメダルの出版・製造・販売を行って生計を立てながら、自分の考えを広める活動を行った。何度も投獄され、貧困のうちにロンドンで亡くなった。³

<この著作について>

いわゆる第二次囲い込み運動の真ただ中で、近代的な土地私有権を確立しつつあった地主勢力が支配する議会に左右されていた当時の国家権力に真っ向から挑み、地区（ももとは国教会の信者が礼拝に集まる教区）住民全員の共有（総有）財産（コモンズ）として、それぞれの地区の土地を、地区住民全員に返還せよ、というのがスペンスの主張の核心であった。それが国家の性格を問わない土地国有化の主張ではなかったことに注意されたい。

また、共同所有権の主体としての地区住民資格は、一年以上の居住者が取得するものとされ、転居後も転居先の地区住民資格を得るまではかつての地区住民資格を失うことはないとされた。人々の自由移動を前提とした地区共同体＝コミュニティ構想が明確にされていることに留意されたい。

地区住民は、その返還された地区の土地を管理する法人を結成し、土地を共同管理して地代を徴収する。地区住民は地区に対して地代を支払い、地区の土地を利用して生計を立てる。その地代収入の使い道は、地区住民が自分たちで決定する。それはこの段階では、さまざまなインフラ建設費用や、何らかの事情で、地区の土地を利用して生計を立てられない「貧民」や「仕事を失った人」への救援費用としてイメージされているが、やがて、女性や子どもを含む地区の全住民向けベーシックインカム財源としてイメージされるようになっていく。それはベーシックインカム構想としては、財源に着目すれば「共有財産の運用収益分配型」、管理運営方式に注目すれば「住民自主管理型」、あるいは「コミュニティ型」ベーシックインカムと言うことができよう。それは、国家ではなく、全住民からなる市民社会が給付主体となる点で、非政府ベーシックインカム構想の系譜の原点となるものである。

<スペンス研究のルネサンス>

全住民からなる市民社会が主体となって、国家機関を支配する地主勢力の経済的基盤となりつつあった近代的私的土地所有権の確立を阻止して土地をコモンズとして奪還し、地区住民の土地総有権を法的に確立するというスペンスの構想は、生まれると同時に、当時の国家権力によって徹底的に弾圧された。その傷跡は、今日のベーシックインカムに関する議論にまで及ぶ。ほぼ二十数年後に展開されたトマス・ペインの国家的ベーシックインカム構想に比して、スペンスのベーシックインカム構想はほとんど真剣に検討されてこなかった。

しかし、近年になって、ジェンダーやエスニシティによる差別、エコロジカルな関係破壊への批判的視点を持って、ローカルでありながらグローバルな視野を持ってコモンズの共同管理を提言し

³ 伝記的諸事実など、スペンス研究の最近の到達点を示す Cazzola 2022 を参照されたい。

訳・解説：トマス・スペンス著『土地という財産——みんなの権利（ニューカッスル哲学協会講演，1775年11月8日）』

続けたトマス・スペンスの著作と活動が注目を集めている。⁴

本稿は，それらの研究動向に学びつつ，グローバルなベーシックインカムを構想し，その実現を目指す社会運動の先駆者としてのトマス・スペンスに関する研究の基礎作業の第一弾である。

＜底本と異同について＞

25歳になるトマス・スペンスが講演した最初の提案を印刷したこのパンフレットは，すでに紛失したものと思われていた。しかし，2005年にニューカッスルの哲学協会の後身であるニューカッスル文学哲学協会の図書館で地元の歴史家によって未整理の文書の中から発見され，それは2007年にはスペンス研究者に伝えられ，2008年には，その研究者らによって編纂されたスペンスの著作集（Bonnett & Armstrong (Eds.) 2014：7-11）に収録された。本稿は，それを底本として翻訳した。なおそれは Marxist Internet Archive のサイト（<https://www.marxists.org/history/england/britdem/people/spence/index.htm>）にも収録されており，インターネットで読める。

この講演内容は，以後，スペンスによって何度もパンフレットや雑誌の形で刊行された。ここでは，ロンドンに移ったスペンスによって1793年に発行された『人間の権利（*The Rights of Man*）』と題する関連する付録付きのパンフレット第4版（Spence 1793）に収録された文章との対照を試みた。なお，『人間の権利』は1795年には，『人間の真の権利（*The Real Rights of Man*）』と題して，スペンスの雑誌を合本した『豚の食事（*Pig's Meat*）』の三巻本の中にも収録された。そのテキストは，1920年に出たマックス・ベアの『土地改革のパイオニアたち（*The Pioneers of Land Reform*）』に収録され，邦訳されている（Beer 1920=1982）。

1793年のパンフレットも，それが1775年11月8日に行われたニューカッスル哲学協会での講演であるとしているので，内容的にはむしろ1775年のパンフレットと同一でなければならないはずである。しかし両者には微妙な違いがある。それは，43歳になったスペンスが25歳の時の自分の講演内容を修正したことを示すものとして，興味深い。

以下の訳文では，1793年に削除された部分を下線で示し，新しく挿入された部分を〔 〕で入れて，1793年の修正点もわかるようにした。ただし，意味の変化を伴わないような軽微な表現上の変更については，示していない。また，いくつかの用語については（ ）で原文を入れておいた。

参考文献

Beer, Max, 1920, *The Pioneers of Land Reform*, London: G Bell and Sons, Ltd.（四野宮三郎訳 1982『近代土地改革思想の源流』御茶ノ水書房。）

Bonnett, A. and K. Armstrong (Eds.), 2014, *Thomas Spence: The Poor Man's Revolutionary*, Breviary Publications.

⁴ さしあたり前掲の Cazzola 2022 のほか，インターネットの Thomas Spence Society のサイトなどを参照されたい。

- Cazzola, Matilde, 2022, *The Political Thought of Thomas Spence: Beyond Poverty and Empire*, London & New York: Routledge.
- Cunliffe, J. and G. Erreygers eds., 2004, *The Origins of Universal Grants: An Anthology of Historical Writings on Basic Capital and Basic Income*, London: Palgrave Macmillan.
- Gentilini, Ugo, Margaret Grosh, Jamele Rigolini, and Ruslan Yemtsov, eds., 2020, *Exploring Universal Basic Income: A Guide to Navigating Concepts, Evidence, and Practices*, Washington, DC: World Bank.
- 岡野内 正, 2021, 『グローバル・ベーシック・インカム構想の射程——批判開発学/SDGsとの対話』法律文化社.
- Spence, Thomas, 1793, *The Rights of Man As Exhibited in a Lecture Read at the Philosophical Society, in New Castle, The Fourth Edition*, London: Printed for the Author.
- Van Parijs, Philippe & Yannick Vanderborght, 2017, *Basic Income: A Radical Proposal for a Free Society and a Sane Economy*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Yamamori, Toru, 2022, “Is a Penny a Month a Basic Income? A Historiography of the Concept of a Threshold in Basic Income,” *Basic Income Studies* : 17(1): 29–51.

【訳】

土地という財産——みんなの権利（ニューカッスル哲学協会講演 1775年11月8日）

（PROPERTY IN LAND : EVERY ONE’S RIGHT Proved in a LECTURE Read at the Philosophical Society in Newcastle, on the 8th of Nov, 1775）

みんなが褒めちぎるような発明というのは、
それぞれが、いったいどうやって発明できたものかはわからない。
できてしまったからほとんどの人は思う。これがわからなかったなんてありえない、と。
（『失楽園』より。）

会長さん（MR PRESIDENT）,

私がお話する番が来ました。そこで、次のような大事な問いに関して、私が考えていることを、お話ししたいと思います。いったい人間というのは、社会の中で、自然から与えられた平等な権利、すなわち土地という財産と自由（property in land and liberty）のことですが、それについて、自分たちが期待し、そうあるべきと思うような利点から得られるものすべてを、活用できているでしょうか？ こちらには会長さんがいらっしゃるし、善き仲間みなさんもいらっしゃって、真理の女神の誠実な友人となっていていただいております。ですから、私が自由自在に真理の女神をお守りした

としても、私が攻撃をしかけているなどと誤解なさることはないと信じております。

人間たちの間（among men）では、土地という財産と自由とは、自然な状態のもとでは、平等なものであるべきです。だれでもこのことは喜んで認めるし、そんなことはないというほど愚かな人はほとんどいないでしょう。ということになりますと、いかなる人々からなる国といえども、そのもともとの状態は、まさしくその国が人々みんなのもの（their common）だった、つまり、一人一人が平等な財産を持ち、だれにも妨げられずに自分の生活を営む自由があり、その財産には、さまざまな動物たちや果物やその他の産物がくっついていて、ということになります。

したがって、人々は、自分たちの国、すなわち自分たちが住む隣近所からなる地区が備えている利点から得られるものすべてを、ともに活用していたということになります。そうやって権利を用いることについては、誰からも、もっとも自分勝手に腐敗した人々からさえも、非難されるようなことは、まったくありません。

もしも自分たちが住んでいる国でできるものに頼れないのなら、人々はいったい何に頼って生きていけばいいのでしょうか？

ですから、その権利を人々から奪うことは、実際に、人々が生きる権利（a right to live）を奪うことです。

とはいっても、思うに、何人かの方は、次のように言いたいだろうと思います。しかし、人々は、自分たちの国を、共に使っている土地のすべてをさえ（even of the whole of their country, or common）、自分たちが決めた人やその子孫に、永遠に使ってもらうために、売り渡すか、あるいは、贈り物にしたのではなかったか。それは、法に則り、理性に合致し、正しいこと（lawful, reasonable and just）ではないか、と。

これに対して、私はこう答えたいのです。はたして土地を手放した祖先たちの子孫は、生きて動き回るには空気があればたくさんだ、というほど豊かな暮らしをしているのでしょうか。もしそうなら、たしかに、祖先たちは、子孫たちに黙って、土地を手放すことがどうしてできたのかを議論することは、とてもばかげたことです。でも、子孫たちが、土地を手放した祖先と同じような粗野な暮らしをしているとすれば、子孫たちは、粗野な暮らしにはどうしても必要な材料がなければ、暮らしていけません。暮らしをするのに必要な手段（the means of living）を奪う権利とは、命（life）の手段を奪う権利なのです。土地を手放した祖先たちは、そんな権利を子孫たちに対して行使するつもりは全くなかったのです。

ですから、土地すなわち大地（the land or earth）というものは、どんな国つまり隣近所からなる地区の場合でも（in any country or neighbourhood）、そこにあるものすべてと一しょに、その同じ状態のままで、つまりその土地に関連するものすべてが、いついかなるときでも、平等なしかたで、その国つまり隣近所からなる地区で生きる住民たち（the living inhabitants of the said country or neighbourhood）のものだ、ということが明らかなのです。

なぜなら、さきほど言いましたように、土地と土地から産み出されるものがなければ生きていくことはできません（there is no living but on land and its productions）。したがって、私たちが生き

るためになくてはならないものは、私たちの命と同じように、私たちの財産なのです。

いまでは、社会（society）というものは、ある国に住む住民たちの間でのお互いの取り決め（a mutual agreement among the inhabitants of a country）以外のものではありません。その取り決めは、私たちの間でのお互いの自然の権利と特権（the natural rights and privileges of one another）とを保ち、それを国の内外から脅かす者たち（opposers）から守るためのものです。そんな社会に生きる私たちは、そのような権利と特権が守られているふりをしています。そこで、今の社会に生きる人々は、そのような権利と特権とが、絶対に必要とされる以上に侵害されることはないだろうと思ってしまいます。

もう一度言います。社会が、一人ひとりに対して、そう考えるように導いているのです。しかし残念なことに、そう考える人はとんでもない間違いをすることになってしまいます。

しかしながら、ここで真理（the truth）を知ることはとても大事なことですから、とことん議論してみましょう。そのためには、社会の中で、人びとが土地を持つようになる現在のやり方を、その起源にさかのぼって考えてみるのが適切です。

現在のさまざまなネーションの起こり(the rise of the present nations)を振り返ってみましょう。すると、すぐに次のことがわかります。土地は、その付属物すべてといっしょに、ほんの少人数の人びとのものだと思われ、その人々の間で分けられてしまいました。それは自信たっぷりのやり方で、まるでその人々が土地を作り出しでもしたかのように（as if they had manufactured it）、土地はその人たちが自身が手を使った仕事の成果だったといわんばかりでした。そして、そのことを誰からも尋ねられないのをお願いすることに、そんな奪い取りと不正義の主張の説明責任を問われないのをお願いすることに、その人々は、次のように思い込むのが習慣になってしまいました。それは、その人たち以外の人間たちにとっては、その人たちがまるで大地はその人たちのために、その人たちによって作られたものでもあるかのように行動するのと同じことです。その人たちは、大地を自分たち自身の財産と呼び、この世界で生きるいかなる生き物たちを思いやることもせずに（without regard to any other living creature in the universe）自由に処分できると考えて、なんの良心のとがめも感じなくなってしまったのです。

その人たちがそんなふうにするようになってくるにしたがって、ほかの生き物たちはもちろんのこと、人間たちは誰一人として、自分の命を救うためには、所有者（the proprietor）〔所有者のふりをする人（the pretended proprietor）〕の許可を得ることなく、一枚の草（a blade of grass）、何かのひとかけら（or a morsel of anything）〔木の実あるいはどんぐり、魚あるいは野鳥、すなわちどんなものであれ自然の産物（or a nut or an Acorn, a Fish or a Fowl, or any natural production whatever）〕をいただくことは当然の権利だと主張することがなくなっていました。そして、ほんのひとかけらの土地、水、岩、ヒースの茂みさえも、そんな領主たちの誰か（one or other of those lords）のものだと主張されるようになりました。こうしてあらゆるものが、人間もほかの生き物たちも、生きている者たちはみんな、自分たちの命が何か他の人の財産によって左右されてしまうことになり、その結果、そんな生きている者たちすべてが、領主たちの財産だと主張されるよ

うになりました。森やハーブなどが土壌から養分を得て育っているように，人間や生き物たちも領主の土地によって生きているのだから，当然，領主のものだとされたのです。

こうして，次のことがわかってきます。人々は生きて，その数を増やし，働いたり，戦ったりしてきましたが，すべてはその領主さまたちのためでした。人々は，「神よ，この人々を祝福したまえ（God bless them），」そのすべてを，自分たちの義務として，最大の感謝をもって受け入れてきました。なぜなら，生活のための手段（the means of life）が与えられることは，命そのものが与えられることだからです。ですから人々は，領主さまのおかげで，領主さまが命を与えた生き物たちの生と死が生み出すあらゆるサービスや利点のすべてを得る権利が，自分たちに与えられたのだと思うようになりました。

こうして，神々の称号を奉るのがそんな偉大な方々にはふさわしいとされたようです。ですから，どんな奉仕活動も，大変すぎることはないと考えられました。貧しく，ほかに頼るものがない，生活に困ったみじめな人たちが，それほど全能で，すべてを恵まれた領主たちへの奉仕をそう考えたことは，まったく不思議ではありません。人々は，自分たちが生きて，動き回り，今日あることができるのも，領主さまのおかげだと思っていたようだからです。

このように最初に土地の所有者になった人たち（the first landholders）は，みんなのものを奪い取った暴君（usurpers and tyrants）でした。そしてそれ以来その土地を所有してきた人はすべて（all who have since possessed their lands），その最初の土地所有者から，相続する権利や，購入する権利を用いて（by right of inheritance, purchase, &c.）土地所有者になりました。そして現在の所有者たち（the present proprietors）は，今までの所有者がそうだったように，土地を持っていることを誇りに思っています。そして最初の土地所有者がそうしたように，現在の土地所有者も，自分たちそれぞれの財産に対して，ほかの誰かが少しでも言いがかりをつけることを徹底して排除してきました。

今でも，どの土地所有者も，法を使って自分の財産からすべての生きた生き物（every living creature）を締め出すことができます。（それは人間たちをとてつもない窮地に追い込むことなのですが（to the great distress of mankind），あまりにも頻繁に行われています。）そしてとうとう，すべての土地所有者たち（all the landholders）が，意見を一致させ，自分たちの財産を自分たちで管理する（take their properties into their own hands）ことを決定しました。そして，その他の人間たちはすべてその望みに応じて天国に行くことになってしまいました。なぜなら，ここには，土地所有者でない人間たちの居場所はないからです。

こうして，人間たち（men）は，そんな土地財産の所有者を標榜する人（the pretender to the property）の許可なしには，この世界の中のどんな場所でも生きてはいけないことになりました。しかもその許可には，たいいていの場合，途方もない支払いが必要なのです。そして許可に当たっての条件はますます厳しくなっています。多くの人びとは，現在の要求額を支払うだけでもひどく困窮しているにもかかわらずです。現在の要求額がそのまま続けば，まもなく，許可を得る人はほとんどいなくなると信じられています。

そして、これらの土地製造業者たち（Land-makers）は、——そうです、土地所有者たちのことをこう呼ぶことにします、——自分の手で作ったものをすべて自分のものになっている他の製造業者たち（manufacturers）のやり方にならって、そんなやり方のすべてを正当化しています。人はみな自分の仕事と自分にできることによって生きる（live by his business as well as he can）べきものなので、土地製造業者の場合もそうすべきだ、というわけです。

さて、先述のように、次のことはすでに証明され、認められているとしてみました。人間（mankind）はみな、自由に生まれ、空気を吸い、太陽の光と温かさを得ているように、平等で、正当な土地の財産（equal and just a property in land）を持つこと。そしてまた、そんな自分たちの持つ恩恵（privileges）〔自然からの共通の贈り物（common gifts of nature）〕を享受する条件が厳しいことも考えてきました。そして今や次のことが明らかになったと思います。人間たちは、自分たちが期待していい、あるいは期待すべき、それらの恩恵からくる利点のすべてを活用して（reap all the advantages）いない、と。

しかし、社会というものの本性（the nature of society）と一致しながら同時に、より多くの利点を活用できるような仕組み（a system）なんてない、と言われるかもしれません。そこで、そんな仕組みの設計図の一つをお見せしてみたいと思います。

まず次のことを仮定してみてください。ある国の人びとすべてが、じっくりと考え抜き〔て議論し（and deliberation）〕たすえに、次のような結論を出します。人はそれぞれ（each man）、自分が住む隣近所からなる地区に（in the neighbourhood where he resides）、平等な土地という財産（an equal property in the land）を持つことにしましょう、と。

そこで、次のように決めます。私たちが同じ社会で共に生きる（live in society together）のであれば、すべての人ひとりひとり（every one）が、自分たちの自然な権利と特権とから得られる便益のすべてをできるだけ受け取るべきだ（may reap all the benefits from their natural rights and privileges possible）、という見解をともしなければなりません、と。

したがって、ある日のこと、それぞれの地区の住民たち（the inhabitants of each parish）は、それぞれの地区に集まって、〔長い間失われていた諸権利を行使するために（to take their long-lost Rights into possession）、〕自分たちで法人を結成します（form themselves into corporations）。

こうして、それぞれの地区が法人になり、地区の住民全員（all the men who are inhabitants）がその構成員〔あるいは市民（or burghers）〕になります。

土地とそれに付随するすべてのものは、それぞれの地区で法人の財産になります。その法人は、地主（a landlord）〔荘園領主（a Lord of the manor）〕がそうしているのとまったく同じように、その土地、家屋その他を、自由に貸したり、改良したり、全面的あるいは部分的に変えてしまったりします。しかし、その土地をその地区から手放すことは、ほんの一片たりとも、どんな形であれ、今後いかなる時にも一切できないことにするのです。

なぜなら、そのネイションの全体で、次のことが厳粛に合意されることになるからです。自分た

ちの地区の土地財産（landed property）のいかなる部分であれ，それを売るなり，手放したりするような地区は，まるで自分たちの子どもたちすべてを奴隷に売ったり，自分の手で殺したりするのと同じだということです。ですから，そうする人は，恐ろしく，とても嫌な人々だとみられることになります。

こうして，国じゅうから（in the whole country），地区以外には，地主がいなくなります。それぞれの地区が，それぞれの領域（its own territories）での主権を持つ（sovereign）地主（landlord）〔領主（lord）〕になるのです。

そこでは，人々が地区の金庫に収める地代（rent）が，それぞれの地区によって次のように使われるようになります。いつであれ議会（the parliament）〔あるいはネイション規模の会議（or national congress）〕が認可した場合の地区分担金（its share of the sum）の政府（the government）への支払い。地区の貧民，仕事を失った人たち（its own poor, and people out of work）の生計を支え，救うこと（maintaining and relieving）。地区の牧師，学校教師，事務職員（clergymen, schoolmasters and officers）〔必要不可欠な事務職員（the necessary officers）〕への給料支払い。地区の家々や橋，その他の構築物の建設，修復，美化。歩く人にも馬車の人にも便利で楽しい街路，街道，通路の建設と維持。交易と水運のための運河やその他の関連施設の建設と維持。空地での植栽。敵からの危険に対して地区の住民全員を守るのに十分なだけのあらゆる種類の武器と武器庫を提供して保持すること。農業その他の価値あると思われる活動への奨励金。その他，一言で言えば，人々が適切だと思うことのすべて。しかし決してお金を出してはいけないうのは，以前のように，贅沢，高慢，そしてあらゆる形をとる悪徳と腐敗（and corruption）です。

腐敗〔選挙の際の腐敗（As for corruption in elections）〕は，いまや地区の人びとの間ではなくなり，影響を与えることもできません。なぜなら，地区の総会，地区の委員会，あるいは議会（the house of parliament）〔議会（the house of Representatives）〕で投票によって決められることになっているあらゆることは，無記名投票されるからです。

したがって，地区の人々の間での投票や選挙が敵意を生み出す機会となることはありません。なぜなら，だれも，だれがどちら側で投票したかを知らせる必要がなくなるからです。したがって，何かに関して多数票を取るためにできることは，話したり書いたりすることで，問題になっていることがらを，できるかぎり明らかなことだけになります。

そんな人々の間では，政府がすべてのこまごまとした事柄に介入することはありません。逆に，それぞれの地区は，あらゆる事柄について，法を実現する力（the power of putting the laws in force）を与えられます。死刑を課すことまで含めてです（even to the inflicting of death）。政府は，人々が，あからさまに社会の利益を侵害し，自分たちの輝かしい憲法体制と法（their glorious constitution and laws）に組み込まれた人間の権利と自由を侵害する行動をとらない限り，地区に介入することはありません。

なぜなら，地区の判断（the judgment of a parish）は，最高裁でもある貴族院（a house of lords）の判断に依存することになるのですが，地区の人びとも貴族院も，真実に従って話したり，投票し

たりすることに恐れを感じることはほとんどないからです。

隣接するいくつかの地区が集まって、[町や郡の中の地区のように (as those in a town or county),] 議会 (parliament) [(Parliament, Senate, or Congress)] に一人の代表を送る選挙で平等な投票を行います。それぞれの地区はその代表を維持する費用を、平等に負担することになります。

代表は、次のようにして選ばれます。すべての候補者がそれぞれの地区で同じ日に候補者として指名されます。選挙は秘密投票によって「どこか一か所に多くの人が集まりすぎないようにするためにすべての地区で同時に (in all the parishes at once to prevent too great a Concourse at one place)」その日に行われます。そして「いくつかの選挙人名簿の適切な調査にもとづいて (on a proper survey of the several poll-books)」最も多くの地区で多数票を獲得した候補者が、それらの地区の人びとの代表 (representative) とみなされるのです。

ちょうど一年間ある地区に住んだ人は、その地区民 (parishioner)、つまり地区法人のメンバーになります。その人は、その権利 (privilege) を、その人がどこかほかの地区に丸一年住んでその地区のメンバーになるまで、保持することになります。そうすると、その人は以前の地区での権利はすべて失います。その人がその地区に戻って権利を取り戻すためには、再びその地区に丸一年住む必要があります。

したがって、だれも同じ時に二つの地区のメンバーになることはできません。あちこちを頻繁にわたり歩く人の場合でも、常に一つの地区のメンバーになっているわけです。

この国が取り決めた宗教のための様々な建物や聖職者などは、それぞれの地区の財政によって維持されます。しかし国が定めた宗教に反対する人々 (dissenters) がほかの宗教のために必要とするものについては、その費用は自分たちで負担しなければなりません。[どの地区であれ、異なるネーションから来て住んでいる人たち (dwelling strangers from foreign nations)、あるいは遠くの地区から来た人たち (people from distant parishes) がいて、その人たちが病気あるいはその他のケガなどのせいで、救援を必要とする状態になっており、しかもその地区ではまだ一年たっていないので地区民としての権利がない場合はどうすればいいのでしょうか。そのような場合、その地区は、あたかもそれらの人びとが地区民であるかのように、そのような人々をすぐに人間的な保護 (humane protection) のもとに置くことになります。そしていかなる地区でも、そのように本来は地区民ではない貧しい人々のためにかかった費用については、出納官 (the exchequer) によって、地区が国 (the State) に対して支払う最初のお金から割引されることになります。こうして、よそから来た貧しい人々は、国の貧民 (the poor of the State) になります。そうすると、厄介なお荷物にならないようにと、ねたみの混じった悪意のこもった目で見られることもありません。貧しい人々が、苦痛の極限にあって、おそらくは死を前にして、嫌がらせを受けて、これらの地区が訴訟好きで国と争いをおこせばかりいという意見 (the litigiousness of the parishes) を正当化してくれることもないでしょう。]

それぞれの地区の人びとはみな (All the men in every parish)、地区が決めた時期に、次の目的

のために、いっしょに野原に赴きます。自分たちの指揮官たちや、武器、軍旗、あらゆる種類の軍楽とともに（with their officers, arms, banners, and all sorts of martial music）、戦争の完全な技術（the complete art of war）を学び、保持するためです。そこで人々は兵士（soldiers）になるのです！

隣人たちをいわれなくいたぶることがなく、しかし誰からも異議のない権利を守ることができるような、その名にふさわしい兵士になってもらうのです。道を外れたことをする者たちに災いあれ！そんな者たちが力を持つようになれば、人々は、追いはぎや、海賊よりも悪い者たちを兵士として使うことになってしまいます。

平和な時には、給料を払って軍隊を維持（army kept in pay among them）することはありません。誰にでも守るべき財産はあるので、人々は、国が危険にさらされると、すぐに武器を取って軍隊に参加（run to arms）します。軍隊が国外（abroad）に送られることになれば、すぐにそれぞれの地区から、多くの人びとが、[すでに訓練を受けた兵士たちの中から（of ready trained soldiers），] 募集あるいは各地区への割り当てによって集められます。

もっと詳しく見てみましょう。地区のことがらすべてについて、地区の一人ひとりが投票権を持つことになりますから、[そして一人ひとりが自分のために良いことを公衆に向けて望むことになりますから（for his own sake must wish well to the public），] 土地はとても小さな農地として貸し出されることになります（the land is let in very small farms）。したがって、より多くの手が必要になってきます。そして、あらゆる種類のより多くの食料（victualing）が生み出されるようになります。

その土地の人であれ外国人であれ、人々はいかなる[使用料や（tolls or）] 税金（taxes of any kind）を払うことはありません。ただし、先に述べたような地代は、払わねばなりません。すべての人は、自分が使うことになる土地、家屋など（the land, housing, &c.）について、その量と質と便利さに応じて、地区に対して地代を支払うことになります。

政府、貧民たち、道路などなど、先ほど述べたようすべてのものは、地区が、その地代を使って維持するのです。そのおかげで、あらゆる品物、製造業、公認された交易、雇用、あるいは事業活動（all wares, manufactures, allowable trade, employments, or actions）は、完全に非課税（duty free）となります。

そこでは、何でも好きなことをする自由（Freedom to [do] anything whatever）が買われてしまうことはありません。ただ一つ完全に禁じられていることは、泥棒あるいは殺人（theft or murder）です。それ以外のことについては、すべての人は、何をしようとまったく自由であって、その自由のために税金あるいは何らかのお金を払う必要はありません（without tax or price）。

そして、地代は、人々がそんなに色々なことをやっても、以前ほどには高くはありません。以前は、ほんの少数のお高くとまった、ありがたくない地主さまたちを維持するためだけにずいぶんかかったものでしたが。

政府について言えば、それは一番多くの人間が必要なのですが、収税吏、税関吏、集金人、軍隊、

恩給生活者、贈収賄生活者（excisemen, customhouse men, collectors, army, pensioners, bribery),あるいは維持することが破滅につながる害虫のような人たち（such like ruination vermin to maintain）もいなくなるので、すぐに充分な額となります。そしてさらに、政府でも地区でも、どうしても必要な人数以上が雇われることはなくなります。その人たちの給料も、その人たちが仕事を続けていくのにちょうど十分なだけの額になるのです。

その他の費用については、それらは大した額にはならないのですが、適宜、増やされたり、減らされたりすることになるでしょう。

そうはいっても、地代が〔これらすべての公共の出費の負担を含んでしまい（which includes all public burdens）〕、かなり高くなってしまうことがあるかもしれません。そのときはどうすればいいのでしょうか。

他のすべてのネイションは、このような公衆のために必要な費用に加えて、がつがつした土地所有者たちの利害を考慮しています。そのような考慮からくる出費は、〔地代に加えて税金も払っている（who pay rent and taxes too）〕他のネイションの隣人たち（their neighbours）がそれを負担しているのと同じくらいに重くなるまで、実に高くまで引き上げられてしまいます。

どこの国の人であれ、一つの事柄につき一度だけ、たとえば一年間に5ポンドの税金を払うことは、その人が得るものすべてについてその都度、少しずつ税金を払うことと、たしかに同じことになるでしょう。

それは、その人にとっては、大いに手間や面倒を省いてくれることになり、政府にとっては、大いに費用の節約になるでしょう。

これらすべてのことの最終的な結果として、国外から輸入することが許されたもの、あるいはその国で成長し加工されたもの（the growth, or manufacture of the country）はすべて、可能な限り安くなります。そして暮らしはずいぶん楽になります。もしもその人がそこでは暮らしていけないなどと正直に思うとすれば、その人の心は、ならず者にちがいません。

しかし、このような見通しをさらに素晴らしいものにしてあげることがあります。それは、このような〔正義と理性の（of right and reason）〕帝国がひとたび作り上げられると、それは永遠に続くことになるだろうということです。

そんな帝国を軍事力でむりやりに、または腐敗墮落させて没落させようとする人々は、等しく途方に暮れることになるでしょう。その帝国が幸せに満ち、安定していること（happiness and stability）に驚き、感嘆し、打ちのめされて、他のすべてのネイションは、それを見習うことになるでしょう。こうして、地球全体（the whole earth）が、ついには幸せになり、兄弟姉妹のように暮らしていく（live like brethren）ことになるでしょう。